

# **令和4年度調停委員協議会協議結果要旨**

**最高裁判所事務総局民事局**

**最高裁判所事務総局家庭局**

## **民事分野**

本協議会では、民事調停が直面する課題を克服してより良い調停運営を実現するために調停委員に求められる技能及びその共有方法を確認した上で、同技能を向上させるための具体的方策について、各庁の取組例を中心に協議がされた。

### **第1 調停委員に求められる技能について**

**近時の民事調停の課題（審理期間の長期化及び成立率の減少傾向）**  
を踏まえて、調停委員に求められる技能及びこれに対する認識の共有方法等

協議員より、①現在の民事調停の実情、②それを踏まえて調停委員に求められる技能、③同技能を向上させるに当たっての工夫例、④これらについて調停委員と調停主任裁判官とが認識を共有する方策等が紹介された。具体的な内容は、次のとおりである。

#### **1 現在の民事調停が置かれている状況**

- 大企業を相手方とする大規模な調停事件が増加するとともに、紛争の内容が複雑化・困難化しており、事案や争点を把握することが難しくなっている。それに伴い、効率よく聴取を行う必要性が増している。
- 専門的知見を要する事件が増えており、事件ごとに専門的な主張や見解を理解して、当事者へ説明する必要が生じている。
- 当事者が、インターネット等を通じて法的知識を得ており、傾聴や調整のみならず、法的観点・専門的知見を重視しないと、当事者の納得を得られない。
- 早い段階から訴訟による解決を主張するなど、代理人弁護士が調停成立に向けて熱心に活動しないことが増えている。また、代理人弁護士と本人の関係も変化しており、代理人弁護士が本人の説

得に積極的でないことも多い。

## 2 1を踏まえて調停委員に求められる技能

- 基本的な技能として、調停委員には、①傾聴能力、②争点を見極める能力、③法的観点から事件の見通しをつける能力、④妥当な解決策を見出す能力、⑤当事者を説得・調整する能力、⑥時間を管理する能力（期日における時間管理、期日間の管理）が求められている。
- 傾聴が調停の基本技能であることに変わりないが、ただ聞くのではなく、事案を把握し、要点を理解し、争点を見極めることが求められている。
- 傾聴・調整も重要であるが、結論を見据える能力、それに向けて調停を進めていく能力も重要である。
- 当事者の納得を得るためにも、一定程度、法的知識や専門分野の知識は必要である。専門的知見を要する調停事件が増加している現状においては、医師、建築士等の専門家調停委員としての知見に基づく説得や鑑定書に記載された専門的な見解を理解・咀嚼して、当事者へ説明する能力が求められている。
- 調停の進行に消極的な代理人弁護士を説得する能力も必要であり、紛争を総合的に把握して、法的観点に基づく解決に向けた道筋を示す能力も必要である。

## 3 技能を向上させるに当たっての工夫例、必要な技能等について、調停委員と調停主任裁判官とが認識を共有する方策等

- 計画的に調停を進めていく技能を向上させる工夫例として、第1回調停期日の冒頭に、期日での時間配分、聴取時間、聴取事項を両当事者に説明している。期日終了時には、当該期日の結果及び次回期日までにすべきことを、次回期日の冒頭には、その結果について、

当事者と共有している。

- 経験の浅い調停委員の技能向上という観点からも、調停委員と調停主任裁判官の意思の疎通を重視しており、事前・中間・事後と、評議を積極的に行い、必要な技能についての認識共有も図っている。
- 先輩調停委員から実際の事件における体験談を聞くことも、必要な技能の認識共有にとって重要であると考えており、自主研修等で、そのような機会を多く持つようにしている。裁判所主催の研修においても、先輩調停委員との座談会の時間が設けられている。
- 経験豊富な調停委員が、新任調停委員が必要とする資料等を把握した上で、調停委員控室に整備しているが、これも必要な技能の共有方法の一つであると考えている。

## 第2 調停委員が必要な技能向上を図る方策について

- 1 経験の浅い調停委員に対する、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）に際して、経験豊富な調停委員に求められる役割
  - (1) 評議の場面において求められる役割
  - (2) 評議以外の場面において求められる役割

調停委員の在任期間の短縮化や新受件数の減少により、OJTの機会が減少しており、早期の育成が喫緊の課題であることが確認された。それを受け、多くの府で、意識的・計画的にOJTを実施していることが確認された。具体的な内容は次のとおりである。

- 新任調停委員として採用される者の年齢が上がっており、経験の少し多い調停委員が、経験の浅い調停委員を指導しているのが実情である。育成期間を考慮した効率的なOJT等を行うよう心掛けている。
- 裁判所と調停委員が連携した上で、組織的かつ効率的に、経験の浅い調停委員に対するOJTを実施する必要があるので、新任調停

委員に対するOJT実施要領を作成し、同要領に基づいた運用を実施している。任命後1年以内の調停委員が、調停運営をするために必要な知識・技能を、短期間に、効率的に習得する内容となっている。経験の浅い調停委員から疑問や質問を募って、経験豊富な調停委員や調停主任裁判官が回答する取組も行っている。

- 経験豊富な調停委員が果たすべき指導的役割についても、研究会等において議論している。
- 調停見学は、新任調停委員が調停運営のやり方を学べる貴重な機会である。また、見学した事件について、事件を担当した調停主任裁判官や経験豊富な調停委員からポイント等を聞くことは非常に効果が高く、調停見学実施後に、調停主任裁判官と調停委員との座談会を実施している。

## 2 研修の企画・実施に関する実践例及び望まれる工夫例

経験豊富な調停委員の経験を共有することが技能向上にとって効果が高いことが確認された。また、オンライン研修を活用する等して、幅広い参加者を確保している実情が紹介された。具体的な内容は、次のとおりである。

- 調停協会主催の新任調停委員向けの研修を、任命後半年の間に5回集中して行っている。経験豊富な調停委員に講師になってもらい、様々な種別の事件につき、事例をベースとした研修を行っている。経験豊富な調停委員の経験を知ることができ、早期の人材育成にとって、重要な機会となっている。
- 新任調停委員は、任命直後は、調停についての知識を十分には有していないため、任命直後に実施される講義形式の研修の内容を全て理解することが難しい。他方で、講義後に行われた座談会における、先輩調停委員からの経験談・失敗談の紹介が大変参考になった

との声があった。

- 新任調停委員と経験豊富な調停委員との意見交換を内容とする研修を是非実施していただきたい。新任調停委員には、何が成功で、何が失敗か必ずしもわからないので、調停委員同士で、ざっくばらんに意見交換ができる機会が貴重である。特に、コロナ禍の影響で、調停委員同士の意見交換の機会が少なくなっており、そのような機会が重要である。
- 当事者の説得に困難を感じているという声が多かったので、いくつかの事例につき、経験豊富な調停委員がどのように当事者を説得するのか、その方法について紹介する研修を行った。参加メンバー全員に発言をしていただいたところ、各々、当事者の説得については個性があり、また、様々な工夫をしていることが分かった。自分の説得技法を確立する上で参考になったとの声が多く、また、研修参加者が一番多い研修であり、今後も続けていく必要が高いと感じた。他方で、あまりに高い資質や技能を求めすぎると、調停委員のなり手が限られてしまい、難しいと感じた。
- 新任調停委員が知りたい知識や技能は共通しており、そのようなノウハウを書面化して、新任調停委員に配布するという取組を行っている。傾聴、説得等の技法・工夫については、経験豊富な調停委員にとっても関心が高い事項であり、同技法等についても、書面化して、調停委員に配布している。
- 月1回開催している座談会において、調停委員同士が課題を紹介し合っており、新任調停委員が抱えている課題の共有にも取り組んでいる。
- 退任する調停委員に、経験談や留意点を述べてもらっており、経験の浅い調停委員の参考となるよう取り組んでいる。

- 工夫例の共有という観点から、事例を取り上げ、合意に至るまでの過程等をグループに分かれて検討し、発表してもらうような研修を行っていきたい。
- ニーズに沿った研修が実施できるよう、研修実施に先立ち、調停委員にアンケートを実施している。
- 年度初めに、調停協会主催の研修について、裁判所と打合せを行っており、開催時期、テーマ、講師、会議室の確保などにつき、裁判所と調整をしている。
- 講義形式の研修と模擬調停形式の研修について、バランスをとるようにしている。
- 対面型の研修は、研修効果が高く、これに勝るものはないと考えるが、コロナ禍の影響もあり、あまり多くの人数を集めての参集方式の研修は難しい。参集できない場合は、オンラインを利用した研修を実施したい。
- 支部や独立簡裁において、どのように研修を実施していくか検討している。本庁で行った研修を録画し、管内の支部や独立簡裁に送るという方法を検討している。
- 昨年、ウェブ会議による研修を3回実施した。オンライン形式としたため、本庁のみならず、管内支部の調停委員も同研修に参加することができ、従来の3倍の参加者を得た。なお、オンライン研修のための機器は協会で準備し、会議室やスクリーンを裁判所から借用した上で、裁判所と調停協会との共催という形で同研修を開催した。
- 昨年は、ウェブ会議形式の研修を2回実施した。1回は、裁判官が講師を務め、もう1回は、弁護士調停委員が講師を務めた。

### 3 裁判所との連携

## (1) 各調停委員と裁判所との連携

### (2) 調停協会と裁判所との連携

調停委員と裁判所の連携については、調停委員と調停主任裁判官が意見交換をする場を設けている等、各庁が、実情に応じた連携を図っていることが確認された。また、書記官が情報のキーステーションとして重要な役割を果たしているとの意見が紹介された。具体的な内容は、次のとおりである。

- 裁判所との意見交換は、日頃の疑問等を直接裁判所に尋ねることができる貴重な機会であり、所属する調停委員を4つのグループに分け、少人数での意見交換を実施している。
- 2か月に1回、裁判所との意見交換会を実施しており、その席で、調停委員が、担当した事件につき特定にわたらない限度で概要を紹介している。事例の共有は、円滑な調停運営につながるものであり、裁判所との連携という意味でも重要である。なお、同意見交換会には、新任調停委員も参加しており、率直に裁判所に質問等ができる貴重な機会となっている。
- 調停委員の意見や要望を取り入れた調停運営を行えるよう、年2回、調停委員と調停主任裁判官との意見交換会を実施している。
- コロナ禍の影響で、近時は、裁判所との意見交換会を見合わせているが、今後、開催していきたいと考えている。
- 計画的な育成や、そのための事件の指定等についても、裁判所と連携することが重要である。新任調停委員に、多くの経験をさせるために、多くの事件の指定をする、経験豊富な調停委員に、新任調停委員育成の場も含め、様々な分野で活躍いただくなどの工夫が必要である。
- 裁判所と調停委員の連携において、書記官が果たすべき役割は大

きい。相調停委員にどこまで情報が入っているかの情報も書記官から取得することになるが、同情報は、調停を進める上で極めて重要な情報である。

### 第3 参列員コメント

協議全体を踏まえた参列員のコメントは、次のとおりである。

- 1 近時、調停委員については、採用年齢が上がっており、在任期間が短くなっていることから、早期育成の必要が高い。調停委員は、前職における豊富な社会的経験を有しており、こうした経験や、当事者に近い感覚をもっているという利点を踏まえた事件の指定を行う等、OJTにおける工夫を積極的に取り入れるべきである。また、調停主任裁判官や書記官も含めた裁判所が全体として、継続的にOJTを中心とした調停委員の技能向上に取り組んでいくことが重要である。
- 2 研修の企画・立案に関与しているが、民事調停は、新受事件の減少に伴い、OJTの機会も減少しており、効果的な研修の必要性が高まっている。今後は、本日の議論を踏まえ、経験豊富な調停委員と経験の浅い調停委員とが意見交換ができる機会を設ける、調停委員が調停主任裁判官に直接質問等ができる機会を設ける等の工夫をしていきたい。

また、調停委員の技能向上に関する裁判所と調停委員との連携について、調停委員と簡易裁判所判事を対象にアンケートを実施したが、そこで示された傾聴や説得における工夫等を書面化して、調停委員に配布した。今後も、研修の企画・立案や、OJTの実施に当たり、同書面を活用していく予定である。

書記官は、調停主任裁判官の意向や当事者から得た情報を調停委員に伝える立場にあり、いわゆるキーステーションとしての機能を果たしている。また、法律専門職として、執行手続や破産手続等に関する

知識を調停委員に伝える等している。書記官は、今後ともより良い調停運営の実現に向けて貢献することが重要であると考えている。

## 家事分野

本協議会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として始まった、調停の本質的な良さや利用者のニーズを改めて見つめ直し、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組のうち、その重要な柱の一つである、事案の内容、期日の目的等に応じたメリハリのある事情聴取・調整の在り方に関し、ウェブ会議の導入を見据えつつ、その具体的な内容やその実現のために調停委員が果たすべき役割等について協議がされた。その概要は、以下のとおりである。

### 第1 事案の内容、期日の目的等に応じたメリハリのある事情聴取・調整の在り方と調停委員の視点から見た受け止め、課題、克服策等について

協議会では、メリハリのある事情聴取・調整の在り方に関する取組について、①各庁における同取組の進捗、②同取組に対する協議員や他の調停委員の受け止め、③同取組の課題や克服策等について、協議が行われた。その具体的な内容は、次のとおりである。

#### 1 期日の設定の仕方（時間枠等）について

- 各庁の協議員からは、次のような取組の状況が紹介された。
  - ・ 午前1枠、午後2枠の合わせて3枠で期日を設定している。
  - ・ 初回の期日については、柔軟に調停時間の延長等が可能な午前の枠を活用し、ある程度進行の見通しが立つ続行期日については、午後の枠を活用するようにしている。
- 各庁の協議員からは、こうした取組に対する調停委員側の受け止め等として、次のような紹介があった。
  - ・ 1回ごとの調停期日の時間の目安を定めたことで、調停委員の間に、限りある時間をいかに活用すべきかという問題意識が醸成され、当該期日における到達目標や進行の在り方について、相調

停委員と期日前にきちんと協議するようになった。さらに、その内容を期日の冒頭に当事者にも伝えることで、関係者間で当該期日の進行方針を共有できており、密度の濃い調停期日の実現に繋がっている。

- ・ 聴取時間が短縮されることにより、当事者から十分に話を聞いてもらえないという印象を持たれているのではないかとの懸念がある。

(これに対し、書記官参列員からは、単なる聴取時間の長短よりも、むしろ、双方の当事者からの聴取時間の配分に偏りがあることについて不満を示されることの方が多いのではないかとの指摘があった。)

- 各庁の協議員から、限られた時間内に密度の濃い調停期日を実現するための方策として、次のような工夫例が紹介された。

- ・ 裁判所の側で事件類型に合わせた検討項目のチェック表などの様々なツールを用意しており、それらを活用することにより効果的な調停運営を実現している。
- ・ 経過メモ等の様式を工夫することで、裁判官との間の書面評議がより充実したものとなった。
- ・ 事案によっては同席調停を活用することによって、効果的な事情聴取に繋がっている。

## 2 期日の進め方（事情聴取の在り方等）について

- 各庁の協議員からは、次のような取組の状況が紹介された。

- ・ 争点を意識した聴取を行うにあたり、当事者に対してそのような聴取を行う必要性を理由と共に丁寧に説明して理解を得ている。
- ・ ホワイトボードやヌーボードを活用することにより、当事者との間で、現在どこが争点になっていて、今後何を解決していくかな

ければならないかについて認識共有を図ることにより、ポイントを絞った事情聴取に繋げている。

・ 初回の調停期日においては、特に丁寧な聴取を心掛け、状況に応じて調停時間の延長等にも柔軟に対応している。

○ これに対し、家裁調査官参列員からは、調停委員による事情聴取の在り方について、調停委員の意識が着実に変化してきていると感じており、当事者の気持ちに寄り添う姿勢を保持しつつも、期日冒頭に当事者と進行予定を共有したり、当事者の話を要約する技法を活用するなどして、傾聴の2つの役割（①当事者の思いを受け止めることを通して当事者との信頼関係を醸成し、手続・結果に対する納得性を高めるという側面と、②紛争解決に必要な情報を取得するとともに、その過程を通じて、当事者が自身の感情を客観化・整理し、そこから浮かび上がる課題に向き合う機会とすることによって、当事者の主体的な解決能力を引き出すための働きかけをするという側面）を意識した事情聴取がされるようになってきていると実感している、他方で、現状では、調停委員の聴取の具体的な手法については、当事者が不満を示すこともあり、今後、研修等によりプラッシュアップを図っていく必要があるとの指摘があった。

上記のような指摘に対し、協議員から、裁判所の作成した研修用DVDを活用して傾聴のスキルアップを図っているとの紹介があった。

### 3 期日間準備の充実について

○ 各庁の協議員からは、次のような取組の状況が紹介された。

・ 密度の濃い調停期日を実施するために、期日間にできることと調停期日にしかできないことの棲み分けを行った上で、期日間にできることを当事者にお願いするようにしている。

- ・ 次回期日までの間隔が空いてしまう場合にも、できる限り速やかに調停手続を進めるために、期日間準備を活用している。

- これに対し、協議員からは、あまりに期日間の準備事項が多いと、当事者から苦情を言われることがあるとの紹介があった。

また、裁判官参列員からも、期日間準備の目的は、調停期日を密度の濃い充実したものにする点にあるのであるから、それを踏まえて準備事項の内容等を検討する必要があり、調停ならではの良さとのバランスを取りながら進めることが重要であるとの指摘があった。

- 各庁の協議員からは、当事者の期日間準備の負担に配慮しつつ、充実した調停期日を実現するための方策として、次のような工夫例が紹介された。

- ・ 陳述書の書式を工夫して、当事者において書式に沿って順番に記載していくと自然に必要な情報が盛り込まれるようにしている。
- ・ 調停期日の最後にいわゆる「終わりの会」を実施して、当事者との間で当該期日の到達点や次回期日までに必要な準備事項等を認識共有している。

#### 4 評議の充実について

- 評議を充実させるに伴って調停委員が裁判官の指示に依存してしまうなどして、両者の役割分担に問題が生じることはないかという点に関し、協議員からは、当事者と直に接する役割を担う調停委員として、当事者から得た客観的な情報を基に評議に臨むこととしており、法的観点を踏まえた意見を述べる裁判官との役割分担を意識しているといった意見が出された。
- 協議員からは、経過メモや検討メモの書式を工夫するなどして書面評議を充実させているといった工夫例の紹介があった。

#### 5 調停委員の研修や裁判所との意見交換等について

- 協議員からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多数の調停委員が一堂に会する研修等の機会が減少し、調停委員同士や調停委員と裁判所との間の意見交換等の機会も減少しているといった懸念が示された。
- 各庁の協議員からは、研修等の機会の減少を補うための取組として、次のような工夫例が紹介された。
  - ・ 裁判所において調停委員の研修のための冊子やDVDを作成して配布した。
  - ・ 調停協会が発行している冊子に裁判官等のコラムを載せたり、書記官室が通信誌を発行したりして、調停委員を含む関係職種間の認識共有を図っている。
  - ・ 調停委員と裁判所との間で定期的に意見交換会を実施し、調停運営の更なる改善のためのアイデアを出し合っている。

## 6 参列員のコメント

- 以上の協議結果を踏まえ、参列員からは、以下のようなコメントがあった。
  - ・ 裁判官参列員  
当事者の調停に対する期待として、従来からの丁寧な事情聴取等のニーズに加え、司法機関による法的観点を踏まえた迅速な紛争解決へのニーズが高まっており、それらのニーズをバランス良く両立させていくことが求められるところ、それを実現するためには、調停委員を含む関係職種間の一層の連携と認識共有を図っていくことが重要である。
  - ・ 書記官参列員  
書記官は、関係職種間の情報のやりとりの要となる役割を担つており、何か気付いたことがあれば、まずは書記官に相談しても

らうことで、裁判所全体として調停の紛争解決機能の一層の強化を図っていくことが期待される。

- ・ 家裁調査官参列員

メリハリのある事情聴取・調整を行うためには、当事者との信頼関係の構築と合理的な進行との両立が課題であるが、調査官調査においても、事前準備を充実させるとともに、気付きを言葉にして伝えるなどの傾聴のスキルを向上させるなど、合理的な時間内に相手との信頼関係を構築し、質の高い聴取を行うための工夫をしているので参考にしてほしい。

## 第2 ウェブ会議を利用した調停手続における事情聴取・調整の在り方に について

東京、大阪、名古屋及び福岡の各家庭裁判所において、令和3年度からウェブ会議を利用した調停手続の運用が開始されているところ、協議会では、まず、上記の各家庭裁判所の協議員から、運用開始に向けた各府の準備状況や運用状況についての紹介がされた。その上で、ウェブ会議の利用による事情聴取・調整の在り方への影響等に関し、意見交換が行われた。各府の協議員からは、ウェブ会議の導入に期待する意見が出される一方で、ウェブ会議の導入に対する不安や留意点等を指摘する意見も出された。

具体的な内容は、次のとおりである。

### 1 運用開始に向けた準備状況や運用状況について

[ウェブ会議の運用開始に向けた準備状況に関する紹介内容]

- まず、家庭裁判所と調停協会との間で定期的な意見交換を行い、ウェブ会議の操作体験会やウェブ会議を利用した模擬調停なども行った。その上で、家庭裁判所主催で、調停委員全員を対象として、ウェブ会議の操作方法をまとめた動画を視聴した上で操作体験を行

う研修や、ウェブ会議の運用を説明するオンライン研修が行われるなどした。これらの研修により、調停委員の側にも、本格的にウェブ会議が導入されるという意識付けが進んだ。

- 調停委員全員を対象とした簡易な模擬調停が行われ、調停期日の進行に沿って、調停手続における当事者への説明やウェブ会議の操作方法を確認することができた。ウェブ会議を利用した場合の当事者との事情聴取・傾聴の在り方等に踏み込んだ内容ではなかったが、有益であった。

#### [ウェブ会議の運用状況に関する紹介内容]

- ウェブ会議を利用した調停手続について、調停委員には非常に好評である。特に、電話会議に比較して、事情聴取の最中に当事者が思案している、納得しているなど、当事者の表情や様子を観察でき、当事者の心情を読み取りやすくなったとの指摘が多く見られる。
- 当事者・代理人の感想も、概ね好意的である。映像が鮮明で音声も非常に良く調停を行うのに支障はない、裁判所に出頭するまでの時間を省くことができる、裁判所内や裁判所に出向くまでの場所で他方当事者と接触する心配がない、調停委員の表情を見ながら話せるので、調停委員への信頼感が醸成されやすいといった感想が多い。
- ウェブ会議の活用例として、当事者双方に代理人が就いている事案で、当事者双方がウェブ会議上で同席することに同意したので、当事者同席のもとでいわゆる「終わりの会」を行い、当日の進行内容や次回までの宿題の確認することができた。他方で、対面による方法の場合は、状況や事件ごとの事情に応じ、「終わりの会」に当たって当事者双方代理人だけ調停室に入室してもらい、今後の進行や解決の見通しについて更に率直な意見交換を行うといったこともでき、それが調停の進行を先に進めるのに非常に有効を感じていた

が、ウェブ会議による方法の場合には、当事者に席を外してもらうことが難しい場合があるため、それを前提として実施方法の工夫等が必要となる。

## 2 ウェブ会議の導入に期待する意見等

- 電話会議による方法と異なり、相手の顔を見ながら話ができるため、事情聴取がしやすいと思われるが、ウェブ会議の特性に応じた研修が必要となるのではないか。
- 基本的には対面による方法が良いと考えられるが、いわゆるD.V事案など事案の特性によっては対面による方法が難しいこともあります。そのような場合には当事者の表情等が見えるウェブ会議による方法に圧倒的なアドバンテージがある。他方で、いわゆる経済事案は、表情や仕草等よりも、事実に基づいた法的観点からの解決がしやすく、資料等の事前提出が必要であるが、電話会議による方法でも対応できると考えられる。
- いかにウェブ会議による方法の調停手続を対面による方法と近い環境で行うかという視点だけでなく、例えば、対人恐怖症の当事者の事案など、対面による方法よりもウェブ会議による方法が適している場合も考えられるのではないか。
- 当事者の出頭負担の軽減を考えると、ウェブ会議による方法の活用場面はかなり広がるのではないか。家裁調査官等とも意見交換をしながら、ウェブ会議による方法の活用範囲をこれから検討ていきたい。

## 3 ウェブ会議の導入による不安や留意点等を指摘する意見等

- ウェブ会議を利用して、当事者と信頼関係がきちんと構築できるのかという懸念がある。  
これに対しては、対面によらないと信頼関係の構築が難しい当事

者の場合には、最初は対面で期日を行い、ある程度信頼関係を構築した上で、ウェブ会議での実施に切り替えるなどの方法が考えられるという意見や、一度直接対面した上で、ある程度信頼関係が構築されれば、ウェブ会議による方法で当事者への働き掛けなども十分にできると考えられるとの意見もあった。

- 対面による調停期日であれば、当事者の表情や仕草等から、当事者の真意を把握しつつ、調停を進めていたところ、ウェブ会議による場合にこれらをどの程度把握できるのか懸念がある。
- 対面による方法であれば、書面や図面を示したり、ホワイトボードを活用するなどして、当事者との間で認識共有を図りつつ調停を進めることができるとあるが、ウェブ会議による方法でそのような認識共有をどのように図ればよいかが分からぬ。
- パソコンなどの画面に向かって調停を行うことが、利用者にどのように受け取られるかが不安であり、ウェブ会議による方法の浸透には少し時間がかかるのではないか。
- 調停手続の非公開性の担保や、当事者のなりすましへの対応といった課題があるほか、調停期日の様子を録画したり、その動画をウェブサイトにアップロードしたりするおそれもあり、留意が必要である。

これに対しては、電話会議に比べると、非公開性の担保等の確認が行いやすいとの意見があったほか、対面による方法で調停期日を一度行い、当事者の参加場所が非公開性を担保できる場所であるかを確認することなども考えられるといった意見があった。

- 裁判官参列員からは、当事者のなりすましや不当な第三者の関与を防止するための方策について、次のとおり紹介があった。

① ウェブ会議の実施に先立って、書記官から当事者に対し、第三

者がウェブ会議に同席することはできないことや、その確認のために周囲の状況を映してもらうことがあること、ウェブ会議の録音・録画や撮影をしないことといった禁止事項や留意事項を説明し、併せて書面を送付して注意喚起をしている。②期日当日、調停委員から当事者に対して本人しか知らないような事項を尋ねたり、ウェブ会議のカメラを通じて本人確認書類や在室している場所の状況を確認したりしている。③少しでも録画等の懸念がある場合には、遠慮なく裁判官に評議を入れてもらい、調停委員会として方針を検討するのが望ましい。

#### 4 参列員のコメント

○ 以上の協議結果を踏まえ、参列員からは、以下のようなコメントがあった。

- 裁判官参列員

メリハリのある調停運営の在り方に関する取組と、家事調停手続へのウェブ会議の導入については、軌を一にするものであると考えられる。ウェブ会議の導入については、これを単に電話会議の代替手段として捉えるのではなく、ウェブ会議という新しいツールを効果的に活用することによって、どのように当事者の利便性を向上させられるのか、どのように調停手続を充実させられるのかなど、当事者のニーズに適う真に合理的かつ充実した審理の実現の在り方を検討していくことが重要であり、その結果として、家庭裁判所の紛争解決機能も更に強化されることとなるものと考えられる。

- 書記官参列員

書記官は、ウェブ会議の円滑な実施に向けて、ウェブ会議の実施に適するかに関する関係職種間の情報のやり取りの要となる役

割を担うほか、当事者への事前の案内、機材の用意等の期日前準備を担っている。何かあれば、書記官に一言お声掛けいただくと、ウェブ会議を利用した円滑な進行や解決に資するものと考えられる。

#### ・ 家裁調査官参列員

ウェブ会議を利用した調停手続は、対象とする事案や利用する局面を適切に選択することにより大きな効果が得られることは、家裁調査官においても実感されつつある。ウェブ会議による方法に適した事案などについて、継続的に関係職種と議論しながら認識を共有することで、利用者の利便性が更に向かし、紛争解決に資する効果的で質の高い調停運営に繋がればと考えている。

